

だい き みの おしこくさいかすいしんけいかく
第2期箕面市国際化推進計画

- たが みと 互いに認めあい、

だれもが住みやすいまち「みのお」をめざして -

2006年(平成18年)3月

みのおし市

第2期箕面市国際化推進計画の策定にあたって

箕面市には、2005年(平成17年)12月末現在、箕面市の人口127,346人の1.56%にあたる1,992人の外国人市民が生活されています。

地域の国際化にあわせ、個人の背景に関係なく誰もがいきいきと暮らし、共に生きる豊かな市民社会をめざし、1994年(平成6年)箕面市国際化推進指針を、続いて2001年(平成13年)箕面市国際化推進計画を定めて、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

私たちは、人間の尊厳を大切に、互いの違いを認めあいながら、人権意識が暮らしのすみずみに浸透した、あたたかい思いやりにあふれたまちの実現をめざして、これからの国際化に対応した施策をさらに総合的・効果的に推進するために、これまでの指針や計画の精神と施策を引き継いで、この「第2期箕面市国際化推進計画」を策定いたしました。

計画の内容としましては、基本目標として「外国人市民の人権の尊重」、
「多文化共生社会の実現」、「市民主体の国際化活動の推進」の3つを柱に、これまでの計画での精神を継承したうえで、新しく生じてきた課題についても盛り込み、新計画がめざす目的 - 互いに認めあい、だれもが住みやすいまち「みのお」をめざして - を示したものとなっています。

この新しい計画では、第四次箕面市総合計画との整合性を図りながら、2006年度から2010年度までの5年間を計画期間としています。国際化施策を推進するにあたっては、市民の皆さんとともにこの計画の施策の進捗状況を評価しながら進めていき、実現してまいりたいと思います。

互いに認めあい、だれもが住みやすいまち「みのお」の実現のために、市民の皆様
のなおいっそうのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

2006年(平成18年)3月

箕面市長 藤沢 純一

目 次

だい しょう	けいかく さくてい はいけい	1
第 1 章	計画策定の背景		
だい せつ	こくさいか じょうせい	1
第 1 節	国際化の情勢		
	1 こくさいか じょうきょう		
	2 がいこくじんしゅみん げんきょう		
	1 国際化の状況		
	2 外国人市民の現況		
だい せつ	みのおし こくさいか しさく げんじょう	4
第 2 節	箕面市における国際化施策の現状		
	1 ちいきしゃかい いちいん		
	2 みのおし こくさいか しさく		
	3 すいしんけいかく しんちやくじょうきょう かだい		
	1 地域社会の一員		
	2 箕面市の国際化施策		
	3 推進計画の進捗状況と課題		
だい しょう	けいかく きほんてき かんが かつ	1 0
第 2 章	計画の基本的な考え方		
だい せつ	けいかく しゅし	1 0
第 1 節	計画の趣旨		
だい せつ	けいかく もくてき	1 0
第 2 節	計画の目的		
だい せつ	けいかく きほんてき かんが かつ	1 1
第 3 節	計画の基本的な考え方		
	きほんもくひょう がいこくじん しゅみん じんけん そんちょう		
	基本目標 1 外国人市民の人権の尊重		
	きほんもくひょう たぶんか きょうせい しゃかい じつげん		
	基本目標 2 多文化共生社会の実現		
	きほんもくひょう しゅみんしゅたい こくさいかかつどう すいしん		
	基本目標 3 市民主体の国際化活動の推進		
だい せつ	けいかく きかん	1 2
第 4 節	計画の期間		
だい せつ	けいかく せいかく	1 2
第 5 節	計画の性格		
だい せつ	けいかく そうごうてき すいしん	1 3
第 6 節	計画の総合的な推進		

だい しょう	けいかく ないよう		1 4
第 3 章	計画の内容			
だい せつ	きほんもくひょう	がいこくじん しみん じんけん そんちょう	1 7
第 1 節	基本目標 1	外国人市民の人権の尊重		
	1	びょうどう ぎょうせい じっし しゃかい かんきょう せいび 平等な行政サービスの実施と社会環境の整備		
	2	ことば かいしょう 「言葉のかべ」の解消		
	3	そうだん たいせい じゅうじつ 相談体制の充実		
	4	しせいさんかく そくしん 市政参画の促進		
だい せつ	きほんもくひょう	たぶんが きょうせい しゃかい じつげん	2 8
第 2 節	基本目標 2	多文化共生社会の実現		
	1	にほんごがくしゅう そくしん 日本語学習の促進		
	2	とにち こ せいえん 渡日の子どもたちへの支援		
	3	じんけん そんちょう がくしゅう ちいきかつどう そくしん 人権尊重のための学習と地域活動の促進		
だい せつ	きほんもくひょう	しみんしゅたい こくさいかつどう すいしん	3 2
第 3 節	基本目標 3	市民主体の国際化活動の推進		
	1	ちいきかんこうりゅう すいしん 地域間交流の推進		
	2	しみん しみんかつどうだんたい きぎょう だいがく れんけい 市民・市民活動団体、企業、大学との連携		
	3	こくさいかつどうきょてん せいび 国際化活動拠点の整備		
し り ょ う	資料		3 6

第 1 章 計画策定の背景

第 1 節 国際化の情勢

1 国際化の状況

20世紀後半、社会経済のグローバル化の進展や情報通信技術の発展・普及の影響は、多方面に広がりを見せており、人・物・情報の流れは、単に一国・一地域だけにとどまらず、地球的規模に拡大されてきました。この動きは、21世紀に入って一層加速されています。

また、21世紀は、人権と平和の世紀と言われながらも、今なお世界各地で紛争やテロなどは絶え間なく起こっています。それらが、全世界の人々の暮らしに影響を及ぼし、人々のさまざまな生活に暗い影をおとすことも少なくありません。

このような中で、わが国でも、国内に住む外国人の数は増加の一途をたどっており、国際理解あるいは外国にルーツをもつ人々との交流は、従来の国家間レベルのものから、地域レベル、草の根レベルまで、あらゆる交流が必要かつ、重要となってきました。それは、市民一人ひとりの意識のありようが、世界の動向に深くかかわっているからです。

本市においても、これまで国際化推進計画に基づき、さまざまな施策を進めてきましたが、これからも同じ地域に住む人たちが、それぞれの異なる文化を理解しあい、共生する社会をつくるのが今以上に求められています。このことが、ひいては地域社会の活性化に結びつき、箕面市のさらなる発展につながっていくと考えています。

2 外国人市民の現況

日本では、法務省入国管理局の調べによると、2004年(平成16年)末現在における外国人登録者数は、197万4千人を数え全人口1億2,769万人の約1.55%を占めて過去最高となっています。およそ10年前の1995年(平成7年)に比べると約61万人(44.9%)の増加となっています。表1参照

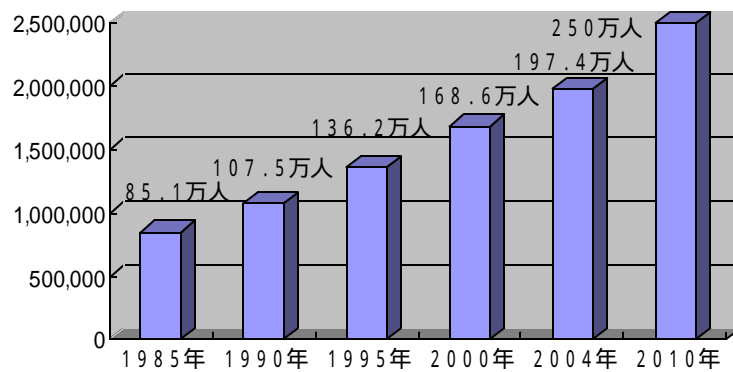


表1 外国人登録者数の推移

出身の地域別にみると、アジア地域が全体の74.1%の146万4千人で、以下南米地域の18.1%が続く、アジアと南米地域の出身者で外国人登録者総数の92.2%を占めています。

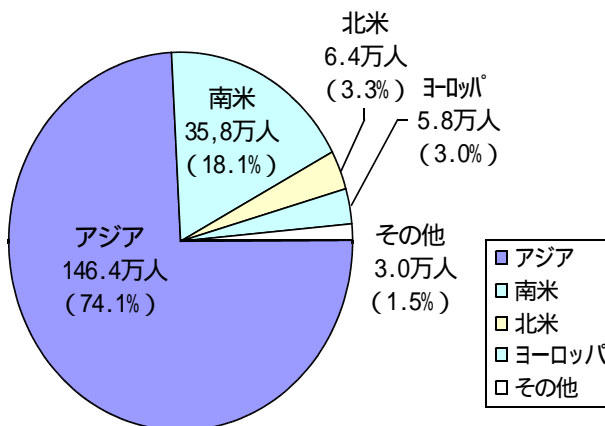


表2 地域別外国人登録者数

188か国の国籍が登録されていますが、これらの外国人のうち最も多いのは、韓国・朝鮮で全体の30.8%にあたる約60万7千人です。次に多いのは、48万8千人の中国で全体の24.7%を占め、以下、ブラジル、フィリピン、ペルーと続きます。表2参照

箕面市では、2005年(平成17年)12月末現在、全人口127,346人の1.56%にあたる1,992人の外国人市民が生活されています。5年前の1,731人(対人口比1.4%)、10年前の1,548人(同1.2%)に対し外国人市民の増加が見られます。

外国人市民の中で最も多いのは韓国・朝鮮籍であり、そのほとんどは、オールドカマーと呼ばれる人々です。そのうちの多くの方は、日本に住むことを余儀なくされた人とその子孫であり、その歴史的背景を十分認識する必要があります。

このほか、大阪外国語大学や千里国際学園、大阪大学などの留学生や教員、その家族などの学校関係者をはじめとして、さまざまな場で働く人々が居住しているため、韓国・朝鮮、中国、アメリカ、ベトナム、タイ、フィリピン、オーストラリアなど79か国にも及ぶ多様な国籍の外国人市民が暮らしており、箕面市の特徴となっています。表3参照

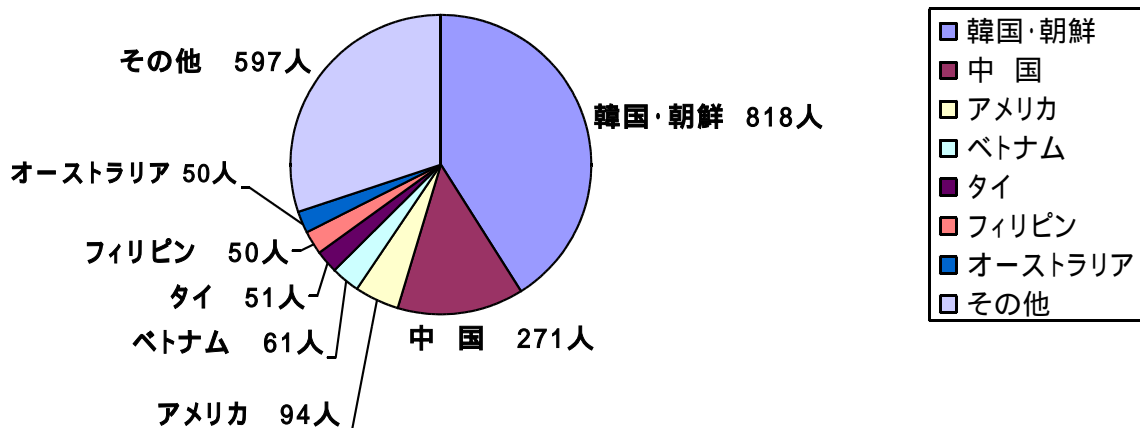


表3 箕面市外国人登録国籍別一覧

第2節 箕面市における国際化施策の現状

1 地域社会の一員

外国人市民は、日本人市民と同様に地域に生活し、教育を受け、仕事を持ち、かつ、納税の義務を果たしているにもかかわらず、人権が十分に保障されているとはいえない現状にあります。

地方自治法第10条では住民を「市町村の区域内に住所を有する者」と定め、国籍にかかわらず「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」としています。しかし、ともすれば「分担の義務」が強調され、「地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利」は見過ごされ、日本人市民と同じ「市民」であるとの認識が十分になされないまま「外国人」として扱ってきたことは否めません。

市域に居住する外国人は、地域社会を構成する市民であるとの認識のもとに、「内外人平等の原則」をはじめとした国際的な人権基準を尊重し、地域社会の担い手であるという観点から、地域社会の一員として認め、「共生社会」の実現に向けて、どのように共に暮らしていくのかという課題に取り組むことが必要です。

こうした視点から、外国人市民に対して福祉、医療、教育、住宅などの社会的制度上の平等を実現することに加えて、それぞれの違いを認めあい、共生しあえるよう「内なる国際化」を進めるため、より生活に密着したきめの細かい情報とサービスをいかにして提供できるかが課題となっています。

2 箕面市の国際化施策

箕面市で本格的な国際交流事業が開始されたのは、1987年（昭和62年）からです。同年に「箕面市国際交流懇談会」が設置され、国際交流事業の推進にあたっての基本的な考え方が整理されました。

その基本的な考え方に基つき、さまざまな国際交流事業を実施してきました

が、国際情勢や箕面市を取り巻く状況の変化により、1991年（平成3年）3月に箕面市国際交流施策検討懇話会から、財団法人設立による国際交流事業の推進、海外都市交流及び市民の海外派遣交流、国際交流活動の拠点施設の整備などの具体的な施策を盛り込んだ「箕面市における今後の国際施策のあり方について」提言を受け、1992年（平成4年）6月には財団法人箕面市国際交流協会（以下、「国際交流協会」という。）を設立しました。

1994年（平成6年）4月には、国際化施策を体系化し「だれもがいきいきと暮らせるまちに～開かれた地域づくり・地球の問題を足もとから見つめて～地域を超えた交流と協力」をめざした「箕面市国際化推進指針」（以下、「推進指針」という。）を策定しました。

また、10月には、市議会において「定住外国人に対する地方選挙への参政権など、人権保障の確立に関する要望決議」が採択されました。

1997年（平成9年）には、外国人市民施策懇話会が設置され、外国人市民の視点・声が反映されて、日本人市民と等しく行政サービスが保障されたまちづくりについて検討がなされました。翌年10月に箕面市における外国人市民の市政参加の制度化や箕面市における外国人市民施策のさらなる推進を内容とした「箕面市における外国人市民に関する施策のあり方について - だれもが住みやすい箕面をめざして - 」が提言されました。

1998年（平成10年）には、推進指針の進捗状況について、外国人市民の生活実態や意見を把握するため、16歳以上の外国人登録者全員に対してアンケート調査を実施しました。その際には、日本語版とハングル（韓国語・朝鮮語）版、中国語版、英語版のアンケート用紙を用意し、17か国語で表記した調査趣旨を同封するなど、より多くの外国人市民の意見を集約できるよう努めました。

2001年（平成13年）3月には、これまでの推進指針の精神を引き継いだ「箕面市国際化推進計画」（以下、「推進計画」という。）を定めて、「だれもが住みよく、多文化がいきづくまち」の実現をはかるためにさまざまな取り組みを進めてきました。

2001年（平成13年）策定の推進計画は、2001年度（平成13年度）から2005年度（平成17年度）までの5年間を計画期間とし、

* 基本目標 1 外国人市民の人権の尊重

* 基本目標 2 多文化共生社会の実現

* 基本目標 3 市民主体の国際交流・国際協力の推進

の3つを基本目標に総合的・計画的な国際化施策を積極的に推進していくこととをめざしたものです。

また、この推進計画は、箕面市の長期的なまちづくりの方向を示す第四次箕面市総合計画 - みのおプラン 2010 - (計画期間：2001年度～2010年度)における基本目標のひとつである「いきいきとした暮らし」を達成するための施策としても位置づけられています。

さらに、2002年(平成14年)には、限られた資源(財政的・人的側面)をいかし、より効果的に推進するため、推進計画の基本目標と施策の重点化を図った箕面市国際化推進計画実施計画(以下、「実施計画」という。)を策定し7項目の重点施策を定めました。

3 推進計画の進捗状況と課題

箕面市では、市内に居住する外国人は、地域社会を構成する市民であるとの認識のもとに、外国人市民の人権が尊重された、多文化共生社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

ここでは、基本目標1～3の進捗状況をふり振り返りながら、残された今後の課題を検証していきます。

〔基本目標 1 外国人市民の人権の尊重〕

【進捗状況】

外国人市民が日本で生活するのにもっとも心配なことの1つは、病気やけがをしたときの対応です。医療や救急に関することは生命にかかわることであり、その保障は日本人市民と同様に外国人市民にも最大限保障されなければなりません。医療や医療機関に関する情報の提供や市立病院・消防署の医療救急体制

の整備を進め、外国人市民が安心して暮らせるまちづくりをめざしてきました。

救急車・消防署の通信指令室には、外国語表記の聞き取り表を配備しておくとともに、職員を英会話研修に派遣し円滑な対応に努めています。

市立病院では問診票、受付機の英語表記や外国人市民のための病院見学会を実施しました。2002年(平成14年)から病気やけがで病院に行きたいときに言葉や習慣の違いなどで困っている外国人市民のために、市民活動団体・国際交流協会・市の3者が共催で箕面市医師会の協力を得て、病院への同行通訳業務を実施しています。

また、市役所で受けることができる行政サービスを中心に、生活に役立つ情報をまとめ、英語と日本語を併記した生活ガイドブックを1988年(昭和63年)に発行しました。以降、2001年(平成13年)までに4回の改訂版の発行や多言語で対応できる箕面市内診療所一覧冊子を作成しました。また、2003年(平成15年)からは市のホームページ上で生活ガイドブックの概要版であるMinoh English Informationを掲載したり、みのおFMラジオ放送であるタッキー816で多言語での情報を提供しました。

災害発生時には、言語のかべや生活習慣などの違いがある外国人市民に正確に情報を伝えるため、地域防災計画に具体的対応を明記しました。英語版での防災マップを作成し、FM放送で多言語での防災情報「防災メモ」を提供するとともに、外国人市民に地域防災訓練に参加する機会を提供しました。

外国人市民が日々の生活の中で直面するさまざまな問題に対しては、国際交流協会職員が相談に応じたり、地域に暮らす外国人市民同士で日本での生活上の問題を共有し、情報交換を行うための外国人市民ネットワーク(以下、「FRN(Foreign Residents Network)」という。)の交流会を開催したり、より複雑な問題については、国際交流協会の職員が同行して市民相談等専門機関で対応してきました。また、FRNで出た外国人市民の意見などを取り上げて、市立病院の見学会、ごみの出し方の説明会やクリーンセンター見学会などを生活情報セミナーとして開催しています。

【課題】

市立病院や消防署の医療・救急体制の整備をはかるとともに、市民活動団体との協働による病院への同行通訳業務の利用回数が年々増加してきていることをふまえ、対象病院の拡大や活動への支援をより充実していく必要があります。また、災害時のみならず、日常生活上での言葉や文化、生活習慣の違いによるかべをなくすために、多言語による相談体制の整備、外国人市民同士が情報交換するための場の整備、外国人市民の意見や課題を市政に反映するシステムの検討やさらには地方参政権の実現が求められています。

〔基本目標 2 多文化共生社会の実現〕

【進捗状況】

外国人市民の子どもへの教育を保障するために、市内の幼稚園、保育所、小・中学校へ日本語指導者及び通訳を派遣しています。渡日した子どもたちのために、慣れない生活環境の中で感じているストレスを発散したり、相談し合ったり教科学習・日本語学習を支援したりするための場として「ほっと広場」を開催しています。

また、子どもだけでなく、外国人市民が日本で生活する上で不可欠な日本語能力を身につけるための日本語教室も開催しています。

さらに、国際理解教育の重要性を認識し、学校・市民・国際交流協会と連携した地球市民セミナーなどの各種セミナー・講演会を開催して、国際理解教育への取り組みを進めました。

【課題】

日本語教室や学校への通訳派遣事業等を実施していますが、当事者の子どもたちや外国人市民は、まだまだ学校・地域で疎外感を感じる人が多い現状が明らかとなっています。文化や言葉の違いを認めあい、それぞれの文化を尊重しあいながら異文化にふれて相手国への理解を深めるための国際理解教育を、より一層充実していくことが必要となっています。

〔基本目標3 市民主体の国際交流・国際協力の推進〕

【進捗状況】

1995年（平成7年）にニュージーランドのハット市と、教育交流・文化交流・人権を大切にし、地球環境を守るための諸問題への取り組みや、多くの市民が相互に両市を訪問し経済的な交流を進めることなどを定めた国際協力都市提携を行いました。これにより、ハット市でのホームステイをとおしてニュージーランドの文化・生活を体験するために市内の中学生をハット市へ派遣する青少年海外体験交流事業などの青少年交流や、市民が主体となったハット市との交流事業などが実施されてきました。

また、メキシコのクエルナバカ市とは、1992年（平成4年）からモレロス州立自治大学の日本語研修生を受け入れたことを契機として、ホストファミリーを中心として市民間での交流が進み、2003年（平成15年）に国際友好都市提携を行いました。

これらの交流実績や経験をもとに、アジア地域の人々との交流や国際協力活動として、タイに絵本を贈る国際協力ボランティアグループ、医療業務で協働している医療同行通訳グループ、公正な価格での貿易を進めるフェアトレードグループなどの、市民が主体の活動を支援するとともに、みのお国際市民活動サポート制度などを通して、地域活動する団体を支援してきました。

【課題】

今後は、より身近なアジア地域との交流、国際協力活動の推進、在日韓国・朝鮮人問題をはじめとするさまざまな課題についての理解を深めることが必要です。

国際化施策を充実・推進していくため、これまでの推進計画の成果と課題を引き継ぐと同時に、効果的な施策の推進をはかることが必要です。その際には、市民・市民活動団体・行政がそれぞれの役割を認識しながら活動を進めることは言うに及ばず、国際交流協会の果たすべき役割がますます重要となっています。

第2章

計画の基本的な考え方

第1節 計画の趣旨

これまで、箕面市では、外国人市民の人権尊重、多文化共生社会の実現、市民主体の国際交流・国際協力の推進の3つの基本目標を柱にした - だれもが住みよく、多文化がいきづくまち - をめざした施策の展開をはかってきました。

その結果、外国人市民に対するサービス提供状況は改善されてきていますが、多言語対応ができる相談員の常駐などの要望がますます高まってきています。

さらに地域レベルでの外国人市民へのサポートや行政サービスの向上とともに、参政権など国政レベルでの制度上の格差の改善なども求められています。

今後とも施策を推進するにあたっては、これまでの推進計画の精神を引き継ぎ、箕面市に多様な国籍の外国人市民が暮している特徴をいかして、外国人市民も日本人市民も、誰もが対等平等な地域社会を形成するような取り組みが必要です。

市の役割、国際交流協会の役割、市民や市民団体の役割を明確にしながら協働して課題に取り組むことで、 - 互いに認めあい、だれもが住みやすいまち「みのお」 - の実現を図ることができるとの理念に基づき、国際化施策を推進しようとするものです。

第2節 計画の目的

2006年度(平成18年度)からはじまる第2期箕面市国際化推進計画(以下、「第2期推進計画」という。)では、誰もが暮らしやすいまちをめざし、市民と協働したまちづくりを進めるため、これまでの推進計画の精神を引き継ぎ - 互いに認めあい、だれもが住みやすい「みのお」 - の実現をめざします。

第3節 計画の基本的な考え方

第2期推進計画においても、市域に居住する外国人は、地域社会を構成する市民であるとの認識のもとに、国際人権規約等にもうたわれている「内外人平等の原則」をはじめとした国際的な人権基準を尊重するとともに、異文化理解による市民意識を醸成し、地域社会の担い手であるという観点から地域社会の一員として認め「共生社会」の実現をめざします。

目的を達成するため、次の3つの基本目標を設定しています。また、これまでの推進計画の進捗状況をふまえながら、残された課題や新たな課題への対応に加え、引き続いて施策の推進をはかります。

〔基本目標1 外国人市民の人権の尊重〕

日本人市民と同等な行政サービスの受け手であるという観点から、外国人市民相談窓口の開設や各種言語による情報提供をはじめ、保健、福祉、医療など生活全般の身近な支援方を総合的・効果的に推進するとともに、外国人市民の意見を市政に反映できるシステムを検討します。

〔基本目標2 多文化共生社会の実現〕

国籍、民族や宗教などを問わず、すべての人が違いを認めあい、尊重しあう共生の地域社会をめざし、相互理解の促進や地域社会への参加など、広範な分野にわたる施策を総合的に推進します。

また、地域でのさまざまな課題の解決に向けた取り組みや外国人市民とともに生きる地域社会づくりには、一人ひとりが学び、考え、共に参加し、行動することが何よりも大切であり、すべての民族と文化、価値感及び生活様式に対する理解と尊重を促進する施策を推進します。

〔基本目標3 市民主体の国際化活動の推進〕

国際化活動を推進するには、国レベルの外交だけでなく、自治体と市民が率先して、人種、国境、イデオロギーなどを超え、広く世界の国や地域の人々との草

の根の活動を展開し、諸外国の人々との信頼関係を築いていくことが求められています。

市民が主役となって、互いの違いを認めあい、相互のニーズを確かめあいながら、幅広い分野における国際化活動をすすめます。

第4節 計画の期間

第2期推進計画の期間は、2006年度（平成18年度）から第四次総合計画の期間が終了する2010年度（平成22年度）までの5年間とします。

第5節 計画の性格

箕面市では、21世紀の望ましい箕面の姿を念頭におき、長期的なまちづくりの方向を示す指針として『第四次箕面市総合計画（みのおプラン2010）』を策定しています。その策定に際しては、「国際化の進展」をまちづくりにおける主要な課題と受け止め、多文化共生社会の推進を計画の中に位置づけています。

第2期推進計画は、推進指針・推進計画の精神を引き継ぎながら「第四次箕面市総合計画」との整合性の確保のもとに、2010年度（平成22年度）までの国際化施策の指針として位置づけるものです。

また、めざしている目標を効果的に実現するための重点施策と、重点施策を補完する継続的施策の2種類に分類し、重点施策を優先していくものとします。

なお、第2期推進計画の策定に際しては、外国人市民のニーズなどを把握するために、国際交流協会と協働のもと、市内3か所で開催したフォーラムや外国人市民からのアンケートによる意見の聴取を行うとともに、学識経験者・外国人市民・公募市民等で構成する箕面市国際化推進計画策定検討会や、市役所の推進体制である人権行政推進本部会議において検討してきました。

また、第2期推進計画は、これまでの推進計画と同様に、行政の各分野におけ

る国際化施策を構成する幅広い事業を横断的・効果的に推進するための指針であるとともに、今後の市民の皆さんと行政が共通の目標や認識を持って協働するための指針としての役割も持っています。

第6節 計画の総合的な推進

- 互いを認めあい、だれもが住みやすいまち「みのお」- を実現するには、地域社会で暮らす外国人市民と日本人市民が相互に交流し理解を深めていくことが重要です。そのためには、市民・市民団体、企業、大学との連携・協働を進めるとともに、外国人市民と日本人市民、外国人市民と市民団体、市民団体同士など、グループ相互が連携した活動が大切です。また、それぞれの課題について国・府やその他の関係機関と連携するとともに、必要に応じて要望活動を行ってまいります。

国際交流協会は、1992年（平成4年）に地域の国際交流の発展をめざすための組織として設立され、これまでに外国人市民への支援・国際理解への取り組みを展開してきましたが、地域とともに成長する国際交流協会であり続けるためには、当事者の支援とともにネットワークづくりのコーディネーターとして、市民主体の国際化活動の中核を担う役割がさらに重要になってきます。

第2期推進計画の効果的な運用を図るために、市役所の推進体制である箕面市人権行政推進本部会議などを活用しながら各担当部局と連携し、サービスの受け手である外国人市民が施策を評価する場を設けて、そのニーズを市政に反映するような仕組みを作ることが必要です。

だい しょう けいかく ないよう
第 3 章 計画の内容

だい せつ きほんもくひょう がいこくじん しみん じんけん そんちよう
第 1 節 基本目標 1 外国人市民の人権の尊重

びやうどう ぎやうせい さーびす じっし しゃかいかんきやう せいび
1 平等な行政サービスの実施と社会環境の整備

重点 施策	(1) 医療・救急に関する周知と利用の促進
	(2) 防災・防犯についての啓発の充実
	(3) 保育・教育・子育てに関する支援策の充実
継続 施策	(1) 国際化に関する職員研修の推進等
	(2) 保健・福祉サービス等の周知と利用の促進
	(3) 就職差別撤廃に向けた関係機関との連携の推進
	(4) 入居差別撤廃に向けた関係機関との連携の推進
	(5) 消費生活・リサイクルについての啓発・対応の充実

ことば かいしょう
2 「言葉のかべ」の解消

重点 施策	(1) 多言語表記の推進
	(2) 多言語対応システムの整備
継続 施策	(1) 多言語広報の充実
	(2) 多言語対応に向けた職員の採用、配置及び研修

3 相談体制の充実

重点 施策	(1) 多言語で対応できる相談機能の整備・充実
継続 施策	(1) 相談窓口の周知

4 市政参画の促進

重点 施策	(1) 市政への外国人市民意見の反映の促進
重点 施策	(2) 各種審議会委員・モニターなどへの参画の促進
継続 施策	(1) 市民対象の各種調査における機会均等・外国人市民 アンケート調査の実施

第2節 基本目標2 多文化共生社会の実現

1 日本語学習の促進

重点 施策	(1) 学校での日本語学習の充実
継続 施策	(1) 地域での日本語学習の充実

2 渡日の子どもたちへの支援

重点 施策	(1) 渡日の子どもたちへの支援
------------------	------------------

3 人権尊重のための学習と地域活動の促進

継続 施策	(1) 国際理解・相互交流の促進
	(2) 学校教育における多文化共生教育の推進
	(3) 外国人学校への支援

第3節 基本目標3 市民主体の国際化活動の推進

1 地域間交流の推進

重点 施策	(1) 市民による国際化活動の促進、アジア各国・地域との交流の支援
継続 施策	(1) 文化紹介など地域での交流の促進
	(2) 国際協力都市・国際友好都市との交流の推進

2 市民・市民活動団体、企業、大学との連携

重点 施策	(1) 市民・市民活動団体、企業、大学との連携
----------	-------------------------

3 国際化活動拠点の整備

継続 施策	(1) 国際化活動拠点の整備
----------	----------------

だい せつ きほんもくひょう がいこくじんしみん じんけん そんちよう
第 1 節 基本目標 1 外国人市民の人権の尊重

1 びようどう きようせい さーびす じっし しゃかいかんきよう せいび
1 平等な行政サービスの実施と社会環境の整備

じゅうてんしさく
重点施策

(1) いりよう きゅうききゆう かん しゅうち りよう そくしん
(1) 医療・救急に関する周知と利用の促進

* せいめい いりよう がいこくじんしみん あんしん そうだん・じゅしん
 * 生命にかかわる医療について、外国人市民が安心して相談・受診できるよう、
 ことば ぶんか せいかつしゅうかん ちが はいりよ しさく てんかい
 言葉や文化、生活習慣の違いに配慮した施策の展開をはかります。

く た い じ ぎ ょ う と う 具 体 事 業 等	たんとうかどう 担当課等
こうてきいりようほけんせいど たげんごひようき こうほうとう つと ・ 公的医療保険制度について多言語表記による広報等に努める。	ほけんいりようねんきん か 保険医療年金課
いりようせいど かくしゅげんご しんりよう かのう いりようきかん かん じょうほう ・ 医療制度や各種言語での診療が可能な医療機関に関する情報 ていきよう じゅうじつ 提供を充実する。	しりつびよういん 市立病院 ぶんかこくさいか 文化国際課 こくさいこうりゅうきょうかい 国際交流協会
しりつびよういん いりようきかん たげんご しんりようあんない さく ・ 市立病院などの医療機関について、多言語での診療案内の作 せい す 成を進める。	しりつびよういん 市立病院 ぶんかこくさいか 文化国際課 こくさいこうりゅうきょうかい 国際交流協会
しんりよう ふあん けいげん しよくいん ごかく ・ 診療における不安を軽減することができるよう、職員の語学 けんしゅう いりようどうこうつうやくぼらんていあ きょうどう じゅうじつ 研修や医療同行通訳ボランティアとの協働をより充 る。	しりつびよういん 市立病院 ぶんかこくさいか 文化国際課 こくさいこうりゅうきょうかい 国際交流協会
きゅうききゆうしゃ がいこくごひようき き と ひょう はいちとう ・ 救急車への外国語表記による聞き取り表の配置等により、 つうほうきゅうはんそう えんかつ おこな きゅうききゆうつうほう たいおう 通報救急搬送を円滑に行うとともに、救急通報に対応 しよくいん ごかくけんしゅうとう じゅうじつ する職員の語学研修等を充実する。	しょうぼうほんぶ しょ 消防本部・署
た ひつよう じょうほう たげんご ていきよう ・ その他必要な情報を、多言語で提供する。 けんこうほけんせいど けんり ぎむ いりようひ しはらい ・ 健康保険制度における権利と義務、医療費支払いのシステム びよういん りすと しんりようか じゅうしょ でんわ たいおうげんご ・ 病院のリスト（診療科・住所・電話・対応言語）	かくたんとうか 各担当課 ぶんかこくさいか 文化国際課 こくさいこうりゅうきょうかい 国際交流協会

<ul style="list-style-type: none"> ・市立病院などの受付・診療のシステム ・問診票など、診療の基本となる情報 ・薬の種類と服用方法 ・文化背景や食生活を考慮した多様なニーズへの対応 	
---	--

(2) 防災・防犯についての啓発の充実

- * 日本語を十分に理解できない外国人市民の把握、緊急時の連絡等について、地域ぐるみで対応できるような多言語ネットワークシステムの整備に努め、多言語での災害情報の提供等について検討します。
- * 多言語での防災・防犯等の情報提供をさらに充実させます。

具体的事業等	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ・市内NPO等と連携し、災害発生時に外国人市民が避難や避難生活を円滑に行えるよう、情報の伝達ルートの確保等、多言語による外国人広域支援体制を整備する。 	市民安全政策課 国際交流協会
<ul style="list-style-type: none"> ・防災知識や避難場所についての多言語広報の充実をはかる。 	市民安全政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における外国人市民の臨時相談窓口の整備を進める。 	市民安全政策課 国際交流協会
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の外国人市民支援を視野にいれたボランティアや消防署・警察署と連携した緊急ネットワークを組織する。 	市民安全政策課 消防本部・署 文化国際課 国際交流協会
<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪・事件などの防犯関連情報等、日々の生活の中で注意が必要な緊急のニュース・情報を多言語で提供する仕組みを検討する。 	市民安全政策課

- ・ 現行の防災マップ（英語版）に加え、その他の言語についても順次作成し、防災の重要性を広く市民に知らせる。

市民安全政策課

(3) 保育・教育・子育てに関する支援策の充実

- * 外国人市民が日本人市民と同様に子育てにかかるサービスを受けることができるよう、条件を整備します。

具 体 事 業 等	担 当 課 等
・ 児童・母子父子に関する福祉制度を周知するため多言語での案内冊子を充実する。	子ども支援課
・ 多文化共生の視点から保育所職員や幼稚園教諭の研修や保護者への意識啓発のあり方を検討する。	幼児育成課 人権教育課 生涯学習課
・ 子育てについての相談窓口や行政サービス、地域の活動について、多言語で周知し外国人市民の参加・利用を進める。	子ども支援課
・ ファミリーサポートセンターについては、保育者・利用者の双方に外国人市民が参加できるように、周知と運営を進める。	子ども支援課 幼児育成課

継続施策

(1) 国際化に関する職員研修の推進等

- * 外国人市民の現状・課題、行政施策に反映すべきことを中心に、多文化理解・人権尊重と関連づけて研修を実施します。

具 体 事 業 等	担 当 課 等
・ 多文化理解や人権尊重をテーマとした職員研修を充実させる	職員課

せる。 じっせんえいかいわけんしゅう * 実践英会話研修 つうしんきょういく えいごこーす * 通信教育・英語コース じんけんせみナー * 人権セミナー かいそうべつじんけんけんしゅうとう * 階層別人権研修等	
---	--

(2) 保健・福祉サービス等の周知と利用の促進

- * 外国人市民が地域社会で安心して生活するため、健康診査や予防接種、母子健康手帳の交付等の情報を多言語で提供します。
- * 社会保障制度における国籍条項等制度上の格差について、それらの早期解決を国に要望します。

具 体 事 業 等	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> 保健・福祉サービスに関する広報を充実し、利用の促進をはかる。 	健康福祉部各担当課
<ul style="list-style-type: none"> 健康診査、予防接種や母子健康手帳・説明書の多言語表記を推進する。 問診票等の多言語表記を推進する。 	健康増進課
<ul style="list-style-type: none"> 外国人市民の高齢者が利用しやすいよう、言葉や文化・生活習慣等の違いに配慮した在宅福祉サービスの提供、老人福祉センター等の運営を推進する。 	高齢福祉課 老人福祉センター
<ul style="list-style-type: none"> 老齢年金、障害基礎年金等の社会保障制度の改善など、国レベルでの制度の整備について要望を継続する。 	保険医療年金課

(3) 就職差別撤廃に向けた関係機関との連携の推進

- * 府や関係機関、団体等とも連携・協力し、企業啓発の推進に努めます。

具 体 事 業 等	たんとうかとう 担当課等
<p>・就職差別撤廃や人権の尊重された職場づくりに向けて、箕面企業人権啓発推進員協議会、大阪府、池田公共職業安定所等と連携して各種研修会の開催、広報活動、街頭啓発を通じて企業啓発を推進する。</p>	<p>しょうこうかんこうが 商工観光課</p>
<p>・職員採用試験受験資格での国籍条項の撤廃の周知をさらにすすめる。</p>	<p>しょくいんが 職員課</p>

(4) 入居差別撤廃に向けた関係機関との連携の推進

* 府や関係機関、住宅関連団体と連携協力して啓発に努めます。

具 体 事 業 等	たんとうかとう 担当課等
<p>・市営住宅などの公営住宅の入居について、多言語による広報の充実をはかる。</p>	<p>けんちくじゅうたくが 建築住宅課</p>
<p>・府や関係機関と連携、協力し、入居が制約されることのないよう、宅地建物取引業者等への啓発に努めるとともに、住宅をめぐる苦情相談にも適切に対応する。</p>	<p>けんちくじゅうたくが 建築住宅課</p>
<p>・入居差別をしない不動産業者リスト等を作成し、住宅情報各種言語で提供する。</p>	<p>こくさいこうりゅうきょうかい 国際交流協会</p>

(5) 消費生活・リサイクルについての啓発・対応の充実

* 消費生活情報の多言語化を進め、外国人市民の利用を促進します。

具 体 事 業 等	たんとうかとう 担当課等

<ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する啓発と、消費生活センターの周知を進め、外国人市民の利用を促進する。 	地域振興政策課
<ul style="list-style-type: none"> リサイクルセンターの周知を進め、外国人市民の利用を促進する。 	環境整備課

2 「言葉のかべ」の解消

重点施策

(1) 多言語表記の推進

- * 公共性の高い情報を順次、多言語化します。特に災害や急病時など、緊急の対応が必要なものから、早急に取り組みます。

具 体 事 業 等	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> 外国人市民の「言葉のかべ」を解消するため、日本語へのローマ字併記、英語表記（地名などについてはローマ字表記）と漢字にひらがなのふりがなをつけることを進める。 	各担当課
<ul style="list-style-type: none"> 分かりやすい日本語表記、多言語表記について、表記マニュアルを充実する。 	文化国際課
<ul style="list-style-type: none"> 生活ガイドブック、英字版施設案内地図等、外国人市民に提供している情報を充実する。 	広報課 文化国際課 国際交流協会 窓口課

(2) 多言語対応システムの整備

- * 職員応援スタッフ制度で、語学力を持つ職員の能力の活用をはかり、

がいくじん しみん てつづ と あ すむーず たいおう しすてむ せいび
外国人市民の手続きや問い合わせに、スムーズに対応できるシステムを整備し
ます。

具 体 事 業 等	たんとくかどう 担当課等
<p>しよくいんおうえん す たつぷ せいどとう かつよう がいくじん しみん てつづ と ・ 職員応援スタッフ制度等を活用し、外国人市民の手続きや問 いあ 合わせに、スムーズに対応できるシステムについて検討し、 せいび 整備する。</p>	<p>しよくいんか 職員課 ぶんかこくさいか 文化国際課</p>

けいぞくしきく
継続施策

(1) たげんごこうほう じゅうじつ
多言語広報の充実

- * ぎょうせい さーびす こくさいこうりゅうきょうかい じぎょう ほんていあ かつどう
行政サービスや国際交流協会の事業、ボランティアによる活動など、
にちじょうせいかつ ひつよう じょうほう かんたん にゅうしゅ しかい
日常生活に必要な情報を簡単に入手でき、理解できるよう、多言語広報を
すいしん
推進します。
- * とく じょうほう にゅうしゅさき ほうそう かくしゅじょうほうし そんざい ほーむぺーじ
特に、情報の入手先となるFM放送や各種情報誌の存在、ホームページにつ
いては、てんにゅうじ かくじつ つた
いては、転入時に確実に伝えます。

具 体 事 業 等	たんとくかどう 担当課等
<p>・ 『GOOD DAY MINOH』や『THE MINOH POST』、ほーむぺーじ ホームページによる そうだんぎょうむどう じょうほうていきょう じゅうじつ じょうほうめん 相談業務等の情報提供をさらに充実し、情報面における ふりえき かいしょう 不利益の解消をめざす。</p>	<p>ぶんかこくさいか 文化国際課 こくさいこうりゅうきょうかい 国際交流協会</p>
<p>・ こうほうし 広報紙『もみじだより』の目次へ英語併記のほか、書かれて ないよう がいくじんしみん しかい へいいい にほんご ひょう いる内容が外国人市民にも理解できるよう、平易な日本語で表 き とう だれ しかい しめん すす 記する等、誰もが理解しやすい紙面づくりを進める。</p>	<p>こうほうか 広報課</p>
<p>・ ていきてき せつめいかい かいさい ぎょうせい さーびす ないよう かくせいど 定期的な説明会を開催し、行政サービスの内容や、各制度で けんりぎむ こうきょうしせつ りょうほうとう たげんご せつめい の権利義務、公共施設の利用法等について、多言語で説明す る。</p>	<p>ぶんかこくさいか 文化国際課 こくさいこうりゅうきょうかい 国際交流協会</p>

- ・ 図書館に、多言語の図書、新聞、雑誌などを充実する。

図書館

(2) 多言語対応に向けた職員の採用、配置及び研修

- * 外国人市民への多言語対応に向けた職員の効果的な配置を進めるとともに、職員の能力開発を推進します。

具 体 事 業 等	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般の採用のほかに、外国人市民の専門職（非常勤）としての採用、英語指導助手の活用等について検討する。 	職員課 教育センター

3 相談体制の充実

重点施策

(1) 多言語で対応できる相談機能の整備・充実

- * 言葉や文化のかべを解消するため、国際交流協会等での多言語による相談体制を確立するとともに外国人同士が交流できる場をつくります。
- * 多言語相談を実施するにあたっては、市役所の本庁での多言語相談員の配置など、より効果的な運用をはかります。
- * 各種相談業務への通訳同行対応を引き続き実施します。

具 体 事 業 等	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人市民のための生活相談を充実するとともに、既存の相談体制と連携する。 ・ 各種相談業務への通訳同行対応を行う。 	文化国際課 国際交流協会 市民サービス政策課 各相談業務担当課

<p>・相談者のプライバシーの保護には十分に配慮した上で、相談内容を整理蓄積し、対応マニュアルの作成などシステム化を進める。</p>	<p>文化国際課 国際交流協会</p>
<p>・大阪府外国人相談コーナーで実施している「電話通訳システム」の活用を検討するとともに、NGO・NPO等との連携により北摂地域又は大阪府域での広域事業として、多言語による24時間電話相談の設置を検討する。</p>	<p>文化国際課 国際交流協会</p>

継続施策

(1) 相談窓口の周知

- * 相談窓口などの情報を「箕面生活ガイドブック」等に掲載するとともに、その認知度をさらに高めるよう広報活動を充実します。

<p>具 体 事 業 等</p>	<p>担当課等</p>
<p>・市内の重要な相談窓口を掲載したカードを作成・配布する等、外国人登録窓口での周知を徹底する。</p>	<p>窓口課 文化国際課 国際交流協会</p>
<p>・主な相談窓口の電話・ファックス番号を、市広報紙「もみじだより」などで常に広報する。</p>	<p>広報課</p>

4 市政参画の促進

重点施策

(1) 市政への外国人市民意見の反映の促進

- * 外国人市民に日本人市民と同等の行政サービスを提供するため、まちづくり

への参加の機会を積極的に提供し、市政に意見を反映させます。

<p>ぐたいじぎょうとう 具 体 事 業 等</p>	<p>たんとうかとう 担当課等</p>
<p>・「みのお外国人市民ネットワーク会議」に幅広く参加を呼びかけ、市政に対する意見の反映や日常生活における課題解決の場となるよう、会議を定期的に行う。</p> <p>また、外国人市民ニーズを把握し、国際化推進計画の進捗状況を進行管理する仕組みをつくる。</p> <p>・外国人の地方参政権制度の実現に向け、要望を行う。</p>	<p>ぶんかこくさいか 文化国際課</p> <p>こくさいこうりゅうきょうかい 国際交流協会</p>

(2) 各種審議会委員・モニターなどへの参画の促進

- * あらゆる施策に外国人市民のニーズや視点を反映していくため、各種審議会・モニターなどに外国人市民が委員として積極的に参画できるよう促します。

<p>ぐたいじぎょうとう 具 体 事 業 等</p>	<p>たんとうかとう 担当課等</p>
<p>・審議会委員やモニターを市民に公募する場合は、外国人市民も参加できることを積極的にPRする。</p> <p>・審議会委員やモニターへの外国人市民の登用を促進する。</p> <p>・国などから任命される委員等の採用条件の国籍条項の撤廃を要望する。</p>	<p>かくたんとうか 各担当課</p>

けいぞくしきく
継続施策

(1) 市民対象の各種調査における機会均等・外国人市民アンケート調査の実施

- * あらゆる施策に外国人市民のニーズや視点を反映するため、市民対象の調査等の実施にあたっては、翻訳・通訳など必要な措置を講じます。
- * 外国人市民の生活実態や市民意識についての調査は、ニーズを把握し、外国人市民施策や行政サービス全体に反映させるためには欠かせないものであり、必要に応じて実施します。

<p style="text-align: center;">ぐ た い じ ぎ ょ う と う 具 体 事 業 と う 等</p>	<p style="text-align: center;">たんとうかとう 担当課等</p>
<p>しみんたいしょう ちょうさとう じっし ・ 市民対象の調査等の実施にあたっては、<small>がいこくじん しみん たいしょう</small>外国人市民も対象とする。</p>	<p>かくたんとうか 各担当課</p>
<p><small>がいこくじん しみん いけん はんえい</small> ・ 外国人市民の意見を反映させるため、<small>がいこくじん しみん あんけーと</small>外国人市民アンケート調査を必要に応じ多言語で実施する。 <small>ちょうさ ひつよう おう たげんご じっし</small></p>	<p>ぶんかこくさいか 文化国際課</p>

だい せつ きほんもくひょう たぶんかきょうせいしゃかい じつげん
第2節 基本目標2 多文化共生社会の実現

1 にほんごがくしゅう そくしん
日本語学習の促進

じゅうてんしさく
重点施策

(1) がっこう にほんごがくしゅう じゅうじつ
(1) 学校での日本語学習の充実

* にほんご りかい こんなん ざいにちがいこくじん じどう せいと がっこうせいかつ えんかつ
 * 日本語の理解が困難な在日外国人の児童・生徒が、学校生活を円滑におくれるよう支援します。

ぐ た い じ ぎ ゃ う と う 等 具 体 事 業 等	たんとうかとう 担当課等
にほんごしどう ほうほう けんきゅう きょうざい かいはつ ・日本語指導の方法や研究、教材の開発をはかる。	きょういくせんたー 教育センター
つうやくはけんじぎょう じゅうじつ ちいき ざいじゅう ぼ ・「通訳派遣事業」を充実させるとともに、地域に在 住するポ ランティアの協 力体制を整備する。 また、はけんひんど きかん についても、初期に集 中させ、効果的に学 習 できるよう調 せい 整する。	じんけんきょういくが 人権教育課 ぶんかこくさいが 文化国際課 こくさいこうりゅうきょうかい 国際交流協会
じゅぎょうちゅう こ ぼごしゃ がっこう いしそつう うなが さぼー ・授 業 中の子どもや保護者と学校の意思疎通を 促 すサポー とおよび学力 保障のサポート等 に対応できるサポートシス テムの整備を推進する。	じんけんきょういくが 人権教育課 ぶんかこくさいが 文化国際課 こくさいこうりゅうきょうかい 国際交流協会

けいぞくしさく
継続施策

(1) ちいき にほんごがくしゅう じゅうじつ
(1) 地域での日本語学習の充実

* がいこくじん しみん にほんごがくしゅう ば ていきょう じゅうじつ
 * 外国人市民に、日本語学習の場を提供し、その充実をはかります。

ぐ た い じ ぎ ゃ う と う 等 具 体 事 業 等	たんとうかとう 担当課等
にほんごきょうしつ じゅうじつ ・日本語教室の充 実をはかる。	ぶんかこくさいが 文化国際課 こくさいこうりゅうきょうかい 国際交流協会

じゅこうしゃ に - ず しどうほうほう ぶるぐらむ きょうざい かい ・受講者のニーズにあった指導方法やプログラム、教材の開 はつ ていきょう けんきゅう すす 発、提供について研究を進める。	ぶんかこくさいか 文化国際課 こくさいこうりゅうきょうかい 国際交流協会
--	---

2 渡日の子どもたちへの支援

重点施策

(1) 渡日の子どもたちへの支援

- * 慣れない生活の中でストレスを感じている渡日の子どもたちが、孤立せず、よりよい学校生活をおくれるよう、子どもの人権を保障するために教科学習、母文化・母語学習などの支援をおこないます。

ぐたいじぎょうとう等	たんとうかとう 担当課等
とにち こ ・渡日の子どもに・教科学習、母文化・母語学習などの支援を おこな 行う。	ぶんかこくさいか 文化国際課 こくさいこうりゅうきょうかい 国際交流協会 がっこうきょういくか 学校教育課

3 人権尊重のための学習と地域活動の促進

継続施策

(1) 国際理解・相互交流の促進

- * 多様な文化や言語を学び、相互理解・交流を深める場を提供し、地域での人権尊重・多文化共生のための土壌を形成します。

ぐたいじぎょうとう等	たんとうかとう 担当課等
たよう ぶんか せいかつしゅうかんとまな そうごりかい こうりゅう ふか ・多様な文化や生活習慣等を学び、相互理解と交流を深める ば せつきよくてき ていきょう 場を積極的に提供する。	じんけんせいさくか 人権政策課 ぶんかこくさいか 文化国際課 こくさいこうりゅうきょうかい 国際交流協会

<p>がいこくじん しみん きょうせい む けいはつりょう さくせい しんぼじう ・外国人市民との共生に向けた啓発資料の作成やシンポジウム・セミナー等を開催する。</p>	<p>ぶんかこくさいか 文化国際課 こくさいこうりゅうきょうかい 国際交流協会</p>
<p>がいこくじん しみん じしゅてきかつどう しえん にほんじんしみん ・外国人市民の自主的活動を支援するとともに、日本人市民の参加・交流を促進する。</p>	<p>ぶんかこくさいか 文化国際課 こくさいこうりゅうきょうかい 国際交流協会</p>
<p>こ こくさいりかい ぶか きかい ば ていきょう ・子どもたちに国際理解を深めるための機会や場を提供する。 せいしやうねんかいがいたいけんこうりゅうじぎょう とお こ にゅーじ ・青少年海外体験交流事業を通して、子どもたちがニュージ ーランドの生活や文化を体験し、国際理解を深める機会を提 供する。</p>	<p>こ しえん か 子ども支援課</p>

(2) 学校教育における多文化共生教育の推進

- * 箕面市在日外国人教育研究協議会（以下、「市外教」という。）活動をさらに充実させるとともに、国際理解教育を推進します。
- * 広い視野と柔軟な心を持った子どもを育てる国際理解教育を充実します。
- * 子どもの将来の選択を狭めないために、母国語あるいは民族語、民族文化について、必要性に応じて学べる場を提供します。

ぐ たい じ ぎ ょう とう 等 具 体 事 業 等	たんとうかどう 担当課等
<p>ざいにちがいこくじんきょうい けんきゅうきかん しがいきょう じゅうじつ む ・在日外国人教育の研究機関としての市外教の充実に向け、 しえん 支援する。</p>	<p>きょうい せんたー 教育センター じんけんきょうい かが 人権教育課</p>
<p>みのおし じんけんきょうい けんきゅうかい およ ざいにちがいこくじんきょうい けんきゅうきかん ・箕面市人権教育研究会及び在日外国人教育研究機関との れんけい きょうりよく すす 連携・協力をさらに進める。</p>	<p>じんけんきょうい かが 人権教育課 きょうい せんたー 教育センター</p>
<p>こくさいりかいきょうい かん きょうい かんきょう せいび しえん すす ・国際理解教育に関する教育環境の整備・支援を進める。</p>	<p>ぶんかこくさいか 文化国際課 こくさいこうりゅうきょうかい 国際交流協会</p>
<p>えいごしどうじょしゅ かつよう がっこうきょうい くにこくさいりかい たぶんか ・英語指導助手を活用し学校教育における国際理解、多文化</p>	<p>きょうい せんたー 教育センター</p>

<p>りかい きょういく こうじょう 理解の教育の向上をめざす。</p>	
<p>ほごしゃ がっこう しがいきょう こくさいこうりゅうきょうかい きょういくせんたー ・保護者や学校、市外教や国際交流協会、教育センターな どによる取り組みと連携し、民族の言葉や文化を学ぶ場を設 ける。</p>	<p>きょういくせんたー 教育センター ぶんかこくさいか 文化国際課 こくさいこうりゅうきょうかい 国際交流協会</p>
<p>みんぞくぶんか しりょう がっこうとしょかんどう じゅうじつ ・民族文化にかかる資料などを、学校図書館等に充実する。</p>	<p>としょかん 図書館</p>
<p>がっこう ほぶんか ほご みんぞくこ みんぞくぶんかしゅうとく とくみ ・学校での母文化・母語あるいは民族語、民族文化習得の組み を箕面市在住韓国・朝鮮人親の会（トッキの会）などと協 働して充実させる。</p>	<p>じんけんきょういくが 人権教育課</p>
<p>きょうしよくいん がいこくせき こ ほこく れきし ぶんか ・教職員が外国籍の子どもたちの母国の歴史や文化について、 ただ正しい認識を持つとともに、人権尊重の教育を進める意欲 と実践力を身につける研修を実施する。</p>	<p>きょういくせんたー 教育センター</p>
<p>きこく らいにち こ ぞうかどう しゃかい きょういく ・帰国・来日の子どもの増加等、社会や教育をとりま く状況の変化に対応した教職員研修の充実をはかる。</p>	<p>きょういくせんたー 教育センター</p>

(3) 外国人学校への支援

- * 各種学校に区分されている朝鮮学校等の外国人学校に対し、学校教育法に規定する小・中学校教育に準ずる教育を実施している実態を考慮し、民族学校就学援助費給付を継続します。

<p>ぐたいじぎょうとう 具 体 事 業 等</p>	<p>たんとうかどう 担当課等</p>
<p>みんぞくがっこう しゅうがくえんじょひ きゅうふ けいぞく ・民族学校就学援助費給付を継続する。</p>	<p>がっこうかんりが 学校管理課</p>
<p>たとし しえんじょうきょう ちょうさ こんご しえんとう かた ・他都市の支援状況を調査し、今後の支援等のあり方につい て検討する。</p>	<p>がっこうかんりが 学校管理課</p>

第3節 基本目標3 市民主体の国際化活動の推進

1 地域間交流の推進

重点施策

(1) 市民による国際化活動の推進、アジア各国・地域との交流の支援

- * 市民が主体となった国際交流や国際協力などの活動を、だれもが住みやすいまち「みのお」の実現、すなわち国際化を促進するための重要な柱の一つとして位置付け、すべての交流事業において、外国人市民施策などとの関連を念頭に、事業展開を進め、地域の国際化を促進します。
- * より身近なアジア地域の人々との交流、海外協力活動をさらに推進します。

具 体 事 業 等	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> これまでの実績と経験をもとに、国際交流協会が中心となって、既に交流を始めている市民や市民グループの活動を支援しつつ、アジア地域の人々との国際化活動をさらに推進する。 	文化国際課 国際交流協会
<ul style="list-style-type: none"> フェアトレード活動やNGO・NPO支援プロジェクトなどによる国際協力の促進をはかる。 	文化国際課 国際交流協会
<ul style="list-style-type: none"> 箕面市人権啓発推進協議会による在日韓国・朝鮮人問題にかか事業等を支援し、文化紹介や交流を進める。 	文化国際課 国際交流協会

継続施策

(1) 文化紹介など地域での交流の促進

- * 多文化共生社会を地域に根付かせるため、外国人市民相互のネットワーク化を進め、情報交換や交流の場を提供するとともに、外国人市民の主体的な

ボランティア活動や地域での交流への参加を促進します。

* 生涯学習や、地域の文化・スポーツ活動等について、多言語による案内を作成し、参加促進をはかります。

ぐたいじぎょうとう等 具 体 事 業 等	たんとうかとう 担当課等
<p>外国人市民による企画講座や外国人市民ネットワーク（FRN）への登録を呼びかける等、外国人市民自身が講師やボランティアとして参加できる仕組みについて、周知を進め、参加を促進する。</p>	<p>文化国際課 国際交流協会</p>
<p>図書館に、多言語の図書・新聞・雑誌・子ども向けの本などを充実し、民族の言葉や文化にふれる機会や多文化理解のための情報を提供する。</p>	<p>図書館</p>
<p>国際化活動に関わる情報を多言語で提供する。</p>	<p>文化国際課 国際交流協会</p>

(2) 国際協力都市、国際友好都市との交流の推進

* 市民が主体となったニュージーランド・ハット市、メキシコ・クエルナバカ市との交流を促進します。

ぐたいじぎょうとう等 具 体 事 業 等	たんとうかとう 担当課等
<p>ニュージーランド・ハット市との国際協力都市提携に基づく交流事業を市民主体で推進する。 メキシコ・モレロス大学箕面研修の受け入れ等、クエルナバカ市との交流事業を市民主体で推進する。</p>	<p>文化国際課 国際交流協会</p>

2 市民・市民活動団体、企業、大学との連携

重点施策

(1) 市民・市民活動団体、企業、大学との連携

- * 外国人市民の自主的な地域活動等を奨励するとともに、外国人同士のみならず外国人市民と日本人市民、日本人市民活動団体等と協働しつつ、外国人市民が地域活動へ参加しやすい環境づくりを進めます。
- * 大学との連携を進め、インターンシップ制度の活用やサポーターとして学生の参加を促します。

具 体 事 業 等	担当課等
<p>市民による活動の輪を広げるために、市民やNGO・NPO等が実施する国際化活動に対して、資金援助・情報提供・人材育成などの支援を行う。</p>	<p>文化国際課 国際交流協会</p>
<p>外国人市民ネットワーク（FRN）を充実させるため、より多くの外国人市民の参加を促進するとともに、日本での生活や宗教・食生活など、各国の文化に関する情報交換を支援する。</p>	<p>文化国際課 国際交流協会</p>
<p>国際交流団体ネットワークの会議の開催や医療同行通訳ボランティアなどの市民活動団体と各種行政サービスでの連携をはかる。</p>	<p>各担当課 文化国際課 国際交流協会</p>
<p>当事者である外国人市民・市民活動団体と連携して、国際化施策についてのニーズを把握する等、国際化推進計画の進行情形を管理に努める。</p>	<p>文化国際課 国際交流協会</p>
<p>大学との連携を進め、インターンシップ制度の活用やサポーターとして学生の参加を促します。</p>	<p>文化国際課 国際交流協会</p>

3 国際化活動拠点の整備

継続施策

(1) 国際化活動拠点の整備

- * 多様な主体による国際化活動が繰り広げられる中、地域からの国際化活動をより効果的に進めていくため、国際交流協会及び豊川支所2階を市民の国際化活動の拠点として位置付け、市民やNGO・NPO相互間のネットワークの形成や国際交流・理解・協力活動の情報収集と発信に努め、市民主体の事業展開を進めます。
- * ハット・箕面友好ハウス（ハット市）の市民利用をサポートします。

具 体 事 業 等	担当課等
<p>国際交流協会を市民の国際化活動の拠点として位置づけ、市民やNGO・NPO相互間のネットワークの形成や国際化活動の情報収集と発信に努め、市民主体の事業展開を進める。</p>	<p>文化国際課 国際交流協会</p>
<p>両市民の交流拠点であるハット・箕面友好ハウス（ハット市）の市民の利用をサポートする。</p>	<p>文化国際課 国際交流協会</p>

- 資 料 -

みのおしこくさいかすいしんけいかくさくていけんとういん
箕面市国際化推進計画策定検討員

しめい 氏名	しよぞくだんたいとう 所属団体等	せんしゆつくだんとう 選出区分等
おおた はるお 太田 晴雄	てづかやまだいがくじんぶんかがくぶ きょうじゆ 帝塚山大学人文科学部 教授	がくしきけいけんしゃ 学識経験者
まつだ たけし 松田 武	こくりつだいがくほうじんおおさかがいこくごだいがく りじ 国立大学法人大阪外国語大学 理事	
こう けじゃ 高 桂子	みのおしじんけんけいはつすいしんきょうぎかい ざいにちがいこくじんもんだいけいはつ 箕面市人権啓発推進協議会 在日外国人問題啓発 けんきゅうぶかい ざいにちかんこくちょうせんじんもんだいけいはつけんきゅうかいたいひょう 研究部会 在日韓国朝鮮人問題啓発研究会代表	だんたいだいひょう 団体代表
はまだ しんじ 浜田 進士	ざ い みのおしこくさいこうりゅうきょうかい ひょうぎいん (財)箕面市国際交流協会 評議員	めい 2名
かわい 川井 びやらっと ピヤラット	みのおしざいじゅう 箕面市在住	がいこくじんしみん 外国人市民
しゆ りじゆ 朱 莉菊	みのおしざいじゅう 箕面市在住	めい 2名
まつい なおみ 松井 直巳	こうほしみん 公募市民	こうほしみん めい 公募市民 2名
だつた ダツタ えりな 恵理奈	こうほしみん 公募市民	こうほうし がつごう (広報紙 5月号 で公募)

みのおし こくさいかしさく けいか
箕面市における国際化施策の経過

<p>1974年 <small>しょうわ ねん</small> (昭和49年)</p>	<p>みのおししよくいんさいようしけん いりよう かんごしよく および げんぎょうしよく ・箕面市職員採用試験（医療・看護職及び現業職）において <small>こくせきじょうこう てっばい</small> 国籍条項を撤廃</p>
<p>1978年 <small>しょうわ ねん</small> (昭和53年)</p>	<p>みのおしじんけんけいはつすいしんきょうぎかい せつりつ ・箕面市人権啓発推進協議会を設立</p>
<p>1980年 <small>しょうわ ねん</small> (昭和55年)</p>	<p>ほくせつななししよくいんきょうどうさいようしけん ぜんしよくしゅ こくせきじょうこう てっばい ・北摂七市職員共同採用試験において全職種の国籍条項を撤廃</p>
<p>1982年 <small>しょうわ ねん</small> (昭和57年)</p>	<p>じんけんもんだい かん しみん あんけーと ちょうさ じっし ・「人権問題に関する市民アンケート調査」を実施 <small>いこう ねんごと じっし</small> (以降5年毎に実施)</p>
<p>1985年 <small>しょうわ ねん</small> (昭和60年)</p>	<p>いっさいの さべつ ゆる じんけん ふおーらむ かいさい ・「いっさいの差別を許さない人権フォーラム・みのお」を開催 <small>いこうまいとしじっし</small> (以降毎年実施)</p>
<p>1986年 <small>しょうわ ねん</small> (昭和61年)</p>	<p>みのおし ひかくへいわとし せんげん さいたく ・「箕面市非核平和都市宣言」を採択</p>
<p>1987年 <small>しょうわ ねん</small> (昭和62年)</p>	<p>みのおし こくさいこうりゅう けんとうこんだんかい かいさい ・箕面市国際交流検討懇談会を開催 <small>こくさいこうりゅうじぎょう かいし きほんほうこう せつてい</small> 国際交流事業の開始にあたっての基本方向を設定 ・人権尊重に基づき、外国人市民を隣人として受け入れ ・相互交流・理解の促進 ・外大留学生などとの、市民生活に根ざした交流 ・箕面市・大阪外国語大学国際交流促進協議会を設立 <small>ねん がつ こくさいかそくしんきょうぎかい めいしょうへんこう</small> (1992年10月に、国際化促進協議会に名称変更。) ・大阪外国語大学留学生、市職員寮に入寮 <small>ほすとファミリーじぎょう かいし</small> ・ホストファミリー事業を開始</p>

<p>1988年 (昭和63年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「<small>みのおせいかつ が い ど ぶ っ く にちえい へいき はっこう</small> 箕面生活ガイドブック」(日英併記)を発行 ・<small>かくぶきよく しよるい しりょう がいこくごばん さくせい こうにゅう すいしん</small> 各部局でも書類や資料の外国語版の作成・購入を推進 ・<small>みのおしこくさいこうりゅうききん せっち</small> 箕面市国際交流基金を設置 ・<small>みのおしこくさいこうりゅう とも かい ほっそく</small> 箕面市国際交流友の会が発足
<p>1989年 (平成元年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<small>みのおし じんけんけいはつ すいしんきょうぎかい ざいにちかんこく ちょうせんじんもんだいけいはつけんきゅう</small> 箕面市人権啓発推進協議会・在日韓国・朝鮮人問題啓発研究 ・<small>ぶかい ほっそく</small> 部会が発足 ・<small>いざりす しえふいーる どだいがく みのおけんしゅう うい</small> イギリス・シェフィールド大学箕面研修の受け入れ
<p>1990年 (平成2年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<small>みのおし こくさいこうりゅう ぼらんてい あせいど せっち</small> 箕面市国際交流ボランティア制度を設置 ・<small>みのおし こくさいこうりゅうしきく けんとうこんわかい かいさい よくねん がつ ていげん</small> 箕面市国際交流施策検討懇話会を開催(翌年3月提言) ・<small>こくさいこうりゅう たようか しみんか じょうせい へんか けんとう</small> 国際交流の多様化・市民化など情勢の変化をふまえて検討 ・<small>ざいだんほうじん せつりつ ひつようせい</small> 財団法人の設立の必要性 ・<small>かいがいとしこうりゅう しみん かいがいはけんこうりゅう ほうこうせい</small> 海外都市交流と市民の海外派遣交流の方向性 ・<small>こくさいこうりゅうかつどう きよてんしせつ せいび ひつようせい</small> 国際交流活動の拠点施設の整備の必要性
<p>1992年 (平成4年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<small>めキシコ もれるす だいがく みのおけんしゅう うい</small> メキシコ・モレロス大学箕面研修を受け入れ ・<small>ざい みのおし こくさいこうりゅうきょうかい せつりつ がつ にち</small> (財)箕面市国際交流協会を設立(6月30日) ・<small>みのおし おおさかがいこくごだいがく しえふいーる どしおよ しえふいー</small> 箕面市、大阪外国語大学、シェフィールド市及びシェフィー ・<small>る どだいがく こくさいゆうこうきょうりよく かん せんげんしょ ちょういん</small> ルド大学における国際友好協力に関する宣言書に調印 ・<small>がつ にち</small> (11月22日) ・<small>みのおしざいにちがいこくじんきょういく ししん ざいにちかんこく ちょうせんじんきょういく</small> 「箕面市在日外国人教育の指針(在日韓国・朝鮮人教育から ・<small>しゅっぱつ さくてい</small> の出発)」を策定 ・<small>こりあんふえす ていばる かいさい</small> 「みのおコリアンフェスティバル」を開催
<p>1993年 (平成5年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<small>みのおせいかつ が い ど ぶ っ く にちえい へいき かいていばん はっこう</small> 「箕面生活ガイドブック」(日英併記)改訂版を発行 ・<small>みのおしこくさいかけんきゅうかいせっち</small> 箕面市国際化研究会設置(～1999年(平成11年)) ・<small>しょねんど ししんさくてい いこう かくねんど けんとう てい ま せってい</small> 初年度は指針策定、以降は各年度ごとに検討テーマを設定 ・<small>けんきゅう</small> して研究

<p>1993年 (平成5年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「みのおセッパラム」を開催 ・「箕面市人権宣言」を採択
<p>1994年 (平成6年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・箕面市国際化推進指針を策定 全庁的な国際化施策を体系化 ・外国人市民の増加・多様化など情勢の変化と、国際理解・交流事業の実施実績をふまえて検討。 ・「定住外国人に対する地方選挙への参政権など、人権保障の確立に関する要望決議」を採択 ・在日外国人障害者福祉金の支給を開始 ・箕面市人権国際化施策推進市民検討委員会を設置 (提言内容 9月) ・国際協力などを含む多面的な自治体外交の推進に向けて、その理念を構築 ・箕面市人権宣言の理念の具体化に向けた、市民活動の支援方法の検討 ・市民参加を基盤とした国際協力 ・市民活動の支援に向けた平和人権推進基金の運用
<p>1995年 (平成7年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「箕面生活ガイドブック」(日英併記)改訂版を発行 ・「箕面市公共施設における外国語表記マニュアル」を作成 ・ハット市と国際協力都市提携を盟約(7月16日) 教育交流、生活・文化交流や人権・環境課題への共同取り組みをはじめとする市民が主役の国際交流を推進。 ・在日外国人障害者福祉金の支給を開始
<p>1997年 (平成9年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・箕面市外国人市民施策懇話会を設置 外国人市民の視点・声が反映され、権利が等しく保障されたまちづくりについて、当事者ととともに検討。

<p>1997年 (平成9年)</p>	<p>ていげんないよう へいせい ねん がつ (提言内容 平成10年10月)</p> <ul style="list-style-type: none"> がいこくじん しみん しせいさんか せいどか ・外国人市民の市政参加の制度化 がいこくじん しみんしきく じゅうじつ む ・外国人市民施策のさらなる充実に向けて
<p>1998年 (平成10年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> みのおせいかつ がいどぶっく にちえい へいき かいていばん はっこう ・「箕面生活ガイドブック」(日英併記)改訂版を発行 がいこくじん しみん あんけーと ちょうさ じっし がつ ・外国人市民アンケート調査を実施(6月) がいこくじん しみん せいかつじったい いけん しゅうやく ・外国人市民の生活実態や意見などを集約 し と く むべき ぎょうせい かいだい かいけつほうさくとう はあく ・市が取り組むべき行政課題、解決方策等について把握
<p>1999年 (平成11年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> はつとし に「はつと みのおゆうこう はうす かいせつ ・ハット市に「ハット・箕面友好ハウス」開設
<p>2000年 (平成12年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> がいこくじん しみん ネットワーク かいぎ かいさい ・外国人市民ネットワーク会議の開催 みのおし がいこくじんしみん しきくこんわかい ていげん しゅし そんちよう 箕面市外国人市民施策懇話会からの提言の主旨を尊重し、 し およ ざい みのおし こくさいこうりゅうきょうかい きょうさいじぎょう がいこくじん 市及び(財)箕面市国際交流協会の共催事業として外国人 しみん ネットワーク かいぎ かいさい 市民ネットワーク会議を開催。 みのおしこくさいかすいしんけいかく ねんど ねんど さくてい ・「箕面市国際化推進計画(2001年度～2005年度)」を策定 (翌年3月策定) きほんもくひょう 【基本目標】 がいこくじんしみん じんけんそんちよう ・外国人市民の人権尊重 たぶんかきょうせいしゃかい じつげん ・多文化共生社会の実現 しみんしゅたい こくさいこうりゅう こくさいきょうりよく すいしん ・市民主体の国際交流、国際協力の推進
<p>2001年 (平成13年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> みのおせいかつ がいどぶっく にちえい へいき かいていばん はっこう ・「箕面生活ガイドブック」(日英併記)改訂版を発行
<p>2002年 (平成14年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> みのおしこくさいかすいしんけいかく じっしけいかく さくてい がつはっこう ・「箕面市国際化推進計画実施計画」を策定(8月発行) こくさいかすいしんけいかく きほんもくひょう じゅうてんか 国際化推進計画の基本目標を重点化

<p>2003年 (平成15年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「箕面市人権のまち条例」制定(4月施行) ・メキシコ・クエルナバカ市と国際友好都市提携を盟約 (10月12日)
<p>2005年 (平成17年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・箕面市国際化推進計画策定検討会を設置 平成18年度(2006年度)から始まる計画の策定を検討。 外国人市民フォーラムの開催等。 ・箕面市ハット市国際協力都市提携10周年事業 国際協力都市提携10周年記念式典(9月17日) ハット市訪問団歓迎会(9月17日) オグデン市長他6名 9月16日～19日の間、来日。 ・第2期箕面市国際化推進計画(素案)パブリックコメント募集 (翌年2月3日～3月3日) ・第2期箕面市国際化推進計画策定(翌年3月)

だい き みのおしこくさいかすいしんけいかく
第 2 期箕面市国際化推進計画

ねん へいせい ねん がつ
2 0 0 6 年 (平成 1 8 年) 3 月

はっ こう みのおし じんけんぶんかぶ ぶんかこくさいか
発 行 箕面市人権文化部文化国際課

〒562-0003 おおさかぶみのおしにししょうじ ちょうめ ばん ごう
大阪府箕面市西小路 4 丁目 6 番 1 号

Tel 072-724-6720 Fax 072-721-9907

E-mail bunkoku@maple.city.minoh.lg.jp

いんさつぶつばんごう 印刷物番号
1 7 - 3 6